

東日本大震災における障害児・者への支援等の状況

- I 東日本大震災の被害状況及び対応について（第58報） 2
＜障害関係部分抜粋＞
- II 障害者自立支援法に基づく障害者（児）への 6
福祉サービスや自立支援医療などの利用について
（平成23年4月13日付け事務連絡より 【利用者向け】）
- III 東日本大震災に伴う障害福祉サービスの提供等の取扱い 8
について
（平成23年4月8日付け事務連絡より 【事業者向け】）
- （参考） 岩手県 被災地「障がい者相談支援センター」の 11
設置について

平成23年（2011年）東日本大震災の被害状況及び対応について（第58報）
 <障害関係部分抜粋>

厚生労働省

1 厚生労働省における対応

2 厚生労働省関係の災害情報及び対応状況

(1) 災害救助法関係

(2) 医療関係者及び厚生労働省職員等の派遣状況

派遣元等	活動中の人数 (活動チーム数)	備 考
医療チーム	約617人 (137チーム)	累計 6,669人 (1,357チーム)
保健医療の有資格者等 (公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等)	441人 (134チーム)	(4月24日12時00分現在) 累計 580人 (172チーム) 岩手県 139人、39チーム 宮城県 217人、69チーム 福島県 85人、26チーム
心のケアチーム	114人 (24チーム)	(4月24日14時00分現在) 累計 901人 (38チーム) 岩手県 43人、9チーム 宮城県 59人、12チーム 福島県 12人、3チーム (活動準備中) 10チーム
厚生労働省職員等	216人	累計 1,007人 岩手県 53人 宮城県 93人 福島県 70人
障害児者に関する支援	1人	宮城県 1人
心のケアチームに関する対応	15人 (3チーム)	岩手県 11人、2チーム 宮城県 4人、1チーム (活動準備中) 3チーム

(3) 医療関係

① 相談及び情報提供

○ 避難所等において、健康及びこころの健康を守るためのポイント

- ・「被災地での健康を守るために」及び「こころの健康を守るために」をまとめ、被災県に提供（3月18日、25日）

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000155g1.html>

- ・避難所における高齢者の生活不活発病予防のための活動について、利用者向け資料及びマニュアルを送付（3月29日）

○ メンタルヘルス情報サイト

- ・独立行政法人国立精神・神経医療研究センターは、医療関係者等の支援者向け情報提供サイト (http://www.ncnp.go.jp/mental_info/index.html) を開設（3月16日）
- ・厚生労働省ホームページのメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」 (<http://kokoro.mhlw.go.jp/>) に、被災された労働者やその家族、支援者向けの特設ページを開設（3月23日）

② 医療保険制度における対応

○ 被保険者証なしでの受診・一部負担金等の免除

- ・氏名、生年月日等を申し出ることによって医療機関を受診することが可能（3月11日）
※公費負担医療についても同様に手帳等の提示なしに受給可能（障害者の自立支援医療、生活保護の医療扶助、難病患者の特定疾患治療研究事業等）
- ・住宅の全半壊、主たる生計維持者の死亡又は行方不明、原発の事故に伴う政府の避難指示・屋内退避指示の対象とであることなどを申し立てた場合は、被災地以外の市町村に転入した場合を含めて、医療機関に一部負担金等を支払わずに受診することが可能（3月15日、18日、23日）

(4) 介護・福祉・年金等関係

① 要援護者の受入体制

- ・被災地の要援護者の社会福祉施設等への受入れを各都道府県に依頼（3月15日）、受入可能人数等を把握して被災県に連絡（3月18日～）
- ・受入可能人数：高齢者関係施設36,392人（うち特養12,379人、老健6,031人）、障害者関係施設8,946人、児童関係施設7,148人、保護施設919人（いずれも4月22日14時00分現在）

受入状況（実績）：1,782人（4月22日14時00分現在）

岩手県から 介護施設等 227人

宮城県から 介護施設等 952人

福島県から 介護施設等 111人

福島県から 障害者施設等 492人（67人（独）国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において受入れ）（4月15日～）

このほか、福島第一原子力発電所事故に伴う退避者（介護施設等入所者）を受入れ（20キロ圏内約500人、20～30キロ圏内約980人、計約1,500人（都道府県間等で直接調整した数を含む））

②介護職員等の派遣

- ・被災県の社会福祉施設等や避難所に介護職員等を派遣するため、各都道府県等に社会福祉施設等の職員派遣を依頼（3月15日）、派遣可能人数等を把握して被災県に連絡（3月18日～）

派遣可能人数：8,180人（4月22日14時00分現在）

派遣状況：699人（4月22日14時00分現在）

- | | | |
|-----|--------|-----------------|
| 岩手県 | 介護施設等 | 165人（うち、活動中13人） |
| | 障害者施設等 | 12人（うち、活動中6人） |
| 宮城県 | 介護施設等 | 364人（うち、活動中36人） |
| | 障害者施設等 | 27人（うち、活動中12人） |
| 福島県 | 介護施設等 | 104人（うち、活動中9人） |
| | 障害者施設等 | 27人（うち、活動中8人） |
- ・福島大学、福島県発達障害支援センター、国立障害者リハビリテーションセンターなどからなる発達障害支援の専門家チーム（5人）が福島県内を巡回（4月1日～3日）
 - ・日本発達障害ネットワーク（JDDネット）が、発達障害専門家チーム（6人）を宮城県、福島県に派遣（4月6日～13日）
 - ・社会福祉施設等や避難所への介護職員等の派遣に係る人件費、旅費及び宿泊費は、介護サービス費等又は災害救助費の対象となることを都道府県等に連絡（4月15日）

④障害者自立支援法における対応

○受給者証なしでの障害福祉サービス等の利用等

- ・氏名、生年月日、居住地を申し出ることにより、事業者から障害福祉サービス等を受けたり、医療機関、薬局で受診や薬の受け取りをすることが可能（3月24日、4月13日）
- ・今まで利用していた以外の事業者からも同様のサービスを受けたり、医療機関、薬局でも受診や薬の受け取りが可能（4月13日）
- ・利用者負担の免除や支払の猶予を受けることが可能（3月24日、4月8日、13日）

○障害福祉サービス事業者への配慮

- ・一時的に、定員を超える場合を含め人員配置基準や施設設備基準を満たさない場合も、報酬の減額等を行わない（3月11日、24日、4月8日）
- ・避難所においてホームヘルプサービスを提供した場合も報酬の対象とする（3月11日、24日、4月6日、8日）
- ・震災によりサービス提供記録等を消失した場合に概算による請求が可能（4月6日）

⑥手話通訳者等の派遣

- ・東北関東大震災視覚障害者支援対策本部（視覚障害者関係団体等による対策本部）及び東日本大震災聴覚障害者救援中央本部（聴覚障害者関係団体等による対策本部）が、岩手県、宮城県、福島県に現地対策本部を設置し、ニーズ調査・支援チームを派遣（3月22日～）
- ・被災県の公的機関や避難所等に手話通訳者等の情報・コミュニケーション支援関係者を派遣するため、各都道府県等に職員派遣を依頼（3月30日）、派遣可能人数を把握して被災県等に連絡（4月6日～）

派遣可能人数：189人（4月22日14時00分現在）
派遣状況：17人（4月22日14時00分現在）（うち、活動中7人）（宮城県）
別途、国立障害者リハビリテーションセンターより1人派遣（3月22日～）

（５）水道の被害状況（4月24日11時00分現在）

（６）医薬品・物資等調達関係

（７）雇用・労働関係

（８）厚生労働省からのお知らせ

（９）原発事故関係

（別紙 2）

【医療関係】

○「心のケアチーム」の派遣調整

- ・岩手県、宮城県、福島県及び仙台市からの災害対策基本法第30条に基づく心のケアチームの派遣斡旋の要請を受け、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター及び各都道府県と、派遣可能なチーム数や期間の早急な調整を開始（3月13日）
- ・3月中は、派遣可能な期間のみ緊急に活動する体制として35チームを確保し、順次、被災県にて活動を実施（3月17日～31日）
- ・4月以降は、同一地域で同一都道府県等のチームが継続的に支援することを原則に、改めて各都道府県と調整を行い、現時点で、継続的に支援を行うチームとして40チームを確保。順次、各地域での支援を実施する

（別紙 4）

【医薬品・物資等調達関係】

○福祉用具関係

- ・福祉用具の提供要請（宮城県）に対して、日本福祉用具・生活支援用具協会の協力により、歩行補助つえ100本、マットレス30枚を送付済（4月3日～4月5日）
- ・日本補聴器工業会、日本補聴器販売店協会等の補聴器関係団体の協力により、被災県等において補聴器、電池、修理・点検を無料提供（3月30日～）

しょうがいしゃ じ りつ し えん ほう もと しょうがいしゃ じ
障害者自立支援法に基づく障害者(児)への
ふくし じ りつ し えん い りょう
福祉サービスや自立支援医療などの利用について

東日本大震災に伴い、以下のような障害者自立支援法に基づく障害者(児)への福祉サービスや自立支援医療などに関する弾力的措置が行われています。

1 受給者証なしでサービスが受けられます。(これまでサービスを受けられていた方)

○ 受給者証の交付を受けていること、氏名、生年月日、居住지를申し出れば、受給者証がなくても事業者からサービスを受けたり、医療機関、薬局で受診や薬の受け取りをすることが可能です。(あわせて受給者証の再交付を市町村に申し出てください。)

2 今まで利用していた以外の事業者から同様のサービスを受けたり、医療機関、薬局でも受診や薬の受け取りをすることが可能です。

3 利用者負担の免除又は支払の猶予を受けられます。

○ 事業者や医療機関の窓口でご相談ください。

(1) 災害救助法が適用されている被災地域の住民であり、

(2) 以下に該当する方

- ①住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ②主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
- ③主たる生計維持者が行方不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示等の対象となっている方

4 震災後に支給決定の有効期間が切れたとしてもサービスが利用できます。

○ 支給決定の有効期間が3月11日～8月30日までに切れる場合は、8月31日まで期限が自動的に延長されます。

5 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受けることができます。

○ 通常の支給決定手続をとることができない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更を行うことができます。

※ 上記の取扱いは、地震発生後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記の3及び5は、補装具費の取扱いについても同様です。

上記の記載事項を含め福祉サービスや自立支援医療などの利用に関しては、裏面の「お問い合わせ先」にお問い合わせください。

また、その他生活等でお困りの場合は、裏面の「生活等の相談窓口」もごさいますので、ご利用ください。

お問い合わせ先

- 【岩手県】 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 電話：019-629-5447
【宮城県】 宮城県保健福祉部障害福祉課 電話：022-211-2539
【福島県】 福島県保健福祉部障がい福祉課 電話：024-521-7170
【仙台市】 仙台市健康福祉局障害企画課 電話：022-214-8163
仙台市健康福祉局障害者支援課（自立支援医療）電話：022-214-6135
【厚生労働省】 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 電話：03-3595-2528
精神・障害保健課（自立支援医療） 電話：03-3595-2307

生活等の相談窓口

〔障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会現地対策本部〕

- 【岩手県】 電話：090-5351-3780（8:00～20:00）
【宮城県】 電話：090-2909-4066 / 090-2909-3965（8:00～20:00）
【福島県】 電話：080-1859-3844（8:00～20:00）

〔発達障害に関する相談先〕 発達障害者支援センター

- 【岩手県】 電話：019-601-2115（月～金：9:00～17:00）
【宮城県】 電話：022-376-5306（月～木、土：9:00～16:30）
【仙台市】 電話：022-375-0110（月～金：8:30～17:00）
【福島県】 電話：024-951-0352（月～金：8:30～17:00）

〔こころの健康に関する相談先〕

- 【岩手県】 災害時ストレス健康相談受付窓口 019-629-9617（9:00～17:00）
【宮城県】 こころの健康相談電話（ホットライン）0229-23-3703（6:00～9:00）・
0229-23-0302（9:00～17:00）・0229-23-3703（17:00～2:00）
【仙台市】 電話相談専用回線「はあとライン」022-265-2229
（月～金：10:00～12:00、13:00～16:00）
夜間電話相談「ナイトライン」022-217-2279（年中無休、18:00～10:00）
【福島県】 こころの健康相談ダイヤル 0570-064-556（月～金：9:00～17:00）

〔目の不自由な方〕

東北関東大震災視覚障害者支援対策本部

- 【本部】 電話：090-1704-0874（終日） FAX：03-5291-7886
【岩手県】 電話：090-1704-2448（終日） FAX：019-606-1744
【宮城県】 電話：090-1704-0437（終日） FAX：022-219-1642
【福島県】 電話：024-531-4950（火～日：9:00～17:00） FAX：024-534-0522

〔耳の不自由な方〕

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部

- 【本部】 電話：03-3268-8847（9:00～18:00） FAX：03-3267-3445
【岩手県】 電話：019-601-2710（月～金：9:00～18:00） FAX：019-601-2710
【宮城県】 電話：022-293-5531（8:30～18:30） FAX：022-293-5532
【福島県】 電話：024-522-0681（月～金：9:00～17:30、土：9:00～12:00）
FAX：024-522-0681

東日本大震災に伴う障害福祉サービスの提供等の取扱いについて

東日本大震災に関連し、以下のような障害福祉サービスに係る弾力的措置が行われていますので、ご参考にしてください。詳しくは各県に相談してください。

※ 各事務連絡、通知は、厚生労働省ホームページからご覧いただくことができます。

(サービスの提供について)

- 1 被災者等を受け入れたときなどに、一時的に、定員を超える場合を含め人員配置基準や施設設備基準を満たさない場合も報酬の減額等を行わないこととしています。(3月11日事務連絡、3月24日事務連絡(別添1 Q&A))
- 2 やむを得ない理由により、利用者の避難先等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでのサービスとして報酬の対象とすることができます。(4月6日事務連絡(障害保健福祉部障害福祉課分))
- 3 避難所においてホームヘルプサービスを提供した場合も報酬の対象となります。(3月11日事務連絡、3月24日事務連絡(別添1 Q&A))
- 4 利用者とともに仮設の施設や他の施設等に避難し、そこにおいてサービスを提供した場合も報酬の対象にすることができます。
※ 避難先の施設で費用がかかった場合には、避難をした事業者から避難先の事業者を支払ってください。(3月24日事務連絡(別添1 Q&A))

(利用者への対応について)

- 1 震災後に利用者の受けている支給決定の有効期間が切れていたとしても、サービスを提供できます。(3月24日事務連絡)
※ 特別措置法により、支給決定の有効期間が3月11日～8月30日までに切れる場合は、これを8月31日まで延長することとされています。
- 2 利用者が受給者証を持っていなくても、サービスを提供できます。(3月24日事務連絡)
- 3 震災等により利用者負担の支払が困難な方については、利用者負担の徴収の猶予や減免を行うことができます。(3月24日事務連絡)

(報酬の請求について)

- 1 震災等によりサービス提供記録を滅失等した場合や、サービスの提供内容を

十分に把握することが困難な場合は、概算による請求を行う旨を国保連に届け出ることができます。(この場合、報酬の支払はこれまでの実績により算出した額が支払われます。)(4月6日事務連絡(障害保健福祉部企画課分))

2 1の届出を含めた報酬の請求期限が、4月13日(通常は4月10日)に延期されました。(4月6日事務連絡(障害保健福祉部企画課分))

※ 提出期限に遅れても翌月以降に提出することが可能です。また、4月分及び5月分の取扱いについては、別途、ご連絡いたします。

3 一時的に報酬の支払いが中断した場合には、福祉医療機構による経営資金の貸付が受けられる場合があります。

※ この件に関する問い合わせ先

独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部福祉審査課

TEL 0120-3438-62

FAX 03-3438-0583

(介護職員等の派遣、避難者の受入等)

1 各事業所等において、介護職員等が不足している場合には、国や県などの調整を受けて、別の事業所等より介護職員等の派遣を受けることができます。(3月18日事務連絡(介護職員等の派遣要望))

2 被災等により利用者を避難させたい場合には、国や県などの調整を受けて、受入施設を確保することができます。(3月18日事務連絡(要援護者の受入要望))

(福祉避難所について)

1 事業所や施設が福祉避難所の指定を受けて利用者等に対して支援を行うことも考えられます。福祉避難所は原則として10:1の職員配置とされていますが、特別基準として職員配置の上乗せを認められる場合もありますので、都道府県等と相談してください。

ただし、同一サービスにつき、障害者自立支援法による報酬と福祉避難所に係る支弁の両方を得ることはできません。(3月11日通知、3月19日福祉避難所通知、3月19日福祉避難所通知(その2))

(雇用調整助成金等について)

1 震災等により、事業主が従業員を一時的に休業などさせた場合、休業手当相当額の一部(中小企業で原則8割)を助成する雇用調整助成金制度が利用できます。

2 震災等により、事業所が休止・廃止したために休業を余儀なくされ、賃金を受けとれない状態にある方は、実際に離職していなくても失業給付が受給できることとなっています。

東日本大震災に伴うサービスの提供等の取扱いについて

1 サービスの提供について

- やむを得ない理由により、利用者の避難先等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでのサービスとして報酬の対象とすることができます。
- 避難所においてホームヘルプサービスを提供した場合も報酬の対象となります。
- 利用者とともに仮設の施設や他の施設等に避難し、そこにおいてサービスを提供した場合も報酬の対象にすることができます。

2 報酬の概算請求について

- 震災等によりサービス提供記録を滅失等した場合や、サービスの提供内容を十分に把握することが困難な場合は、4月分のサービス提供分についても、概算による請求を行う旨を国保連に届け出ることができます。（この場合、報酬の支払はこれまでの実績により算出した額が支払われます。）

3 福祉医療機構による貸付について（福祉医療機構）

- 一時的に報酬の支払いが中断した場合には、福祉医療機構による経営資金の貸付が受けられる場合があります。
【災害復旧資金（経営資金）の概要（第1次補正予算（案）に計上）】
 - ・ 償還期間 10年以内（据置期間2年以内）
[通常5年以内（据置期間半年以内）]
 - ・ 貸付利率 5年間無利子、6・7年目 通常金利から▲0.9%、
8年目以降 通常金利から▲0.8%
[通常金利1.2%]
 - ・ 無担保貸付 1,000万円まで [通常500万円まで]

4 雇用調整助成金について（ハローワーク）

- 東日本大震災に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた雇用保険の適用事業主が、労働者の雇用を維持するために、休業等を実施し、休業に係る手当等を労働者に支払った場合、それに相当する額の一部を助成する雇用調整助成金が利用できます。
【雇用調整助成金の概要】
 - ・ 中小企業は原則8割
 - ・ 上限額は1人1日当たり7,505円

被災地「障がい者相談支援センター」の設置について

H. 23. 4. 1 障がい保健福祉課

1 目的

壊滅的な被害により、障がい福祉行政の推進に支障を来している市町に障がい者相談支援センターを設置し、相談支援業務を通じて行政サービスのニーズ把握や完結可能な行政事務等を行う。

2 設置市町村

- 気仙障がい保健福祉圏域 陸前高田市
- 釜石障がい保健福祉圏域 大槌町
- 宮古障がい保健福祉圏域 山田町

3 設置期間等

平成 23 年 4 月 5 日（火）から 4 月 29 日（金）までとし、センター構成員の班編成は、以下のとおりとする。

- 第 1 班 5 日（火）から 9 日（土）まで
- 第 2 班 10 日（日）から 14 日（木）まで
- 第 3 班 15 日（金）から 19 日（火）まで
- 第 4 班 20 日（水）から 24 日（日）まで
- 第 5 班 25 日（月）から 29 日（金）まで

4 構成員

以下の 3 機関で構成する。

- 県（当課職員、ろうあ者・盲ろう者相談員）
- 市町村（内陸部市町村障がい担当職員）
- 相談支援専門員（内陸部相談支援専門員）

5 主な担当業務

- 障害者手帳の再発行
- 障害福祉サービス受給者証を交付済みの者で、サービス受給を希望する者への受給方法の説明
- 新たに障害福祉サービスを要する者の支給決定に向けた事務手続き
- 補装具を損失した者への補装具業者との取次・手配
- 聴覚障害者へのコミュニケーション支援
- 自立支援医療の受診方法の説明
- 障害福祉サービス事業所との調整とサービス提供のマネジメント
- 避難している障がい者の今後の生活場所の相談